持続可能な企業物流のために 運送事業者が行うべき3つの変革

Three reform trucking companies should attain for sustainable corporate logistics



内田 明美子:株式会社湯浅コンサルティング

略歴

慶応義塾大学経済学部卒、日本債券信用銀行(現あおぞら銀行)、日通総合研究所を経て2004年より現職。物流コスト削減、物流センター管理、在庫適正化等に係る調査研究とコンサルティングに従事。日本倉庫協会、全国通運連盟、各トラック協会ほかの業界団体やシンクタンクの教育研修プログラムに出講し、民間企業での研修実績も多数。

1. 宅配 "以外 "の非成長市場での持続性確保という課題

物流の持続可能性を阻む要素として、目下の最大の問題は「ドライバー不足」である。現存ドライバーの高齢化が進み、若年層がドライバーになりたがらない状況が続いたことで、2015年には76.7万人いた営業トラックドライバーが2030年には51.9万人になるという推計もある¹。加えて、労働時間の制限が厳格になり、輸送力の供給は人数の不足と1人当たり稼働時間の掛け算で制約される。

この事態に対応するにあたり、物流需要という意味では2つの異質な世界がある。「宅配物流」と「企業物流」である。

宅配物流は需要が急拡大しており、今後も 拡大が見込まれる成長市場である。ネット通 販の拡大と合わせ、D2C (Direct to Consumer) や OMO (Online Merges with Offline) といっ た新たなマーケティングも宅配物流と一体に なったもので、拡大が見込まれている。宅配物流の担い手には上記の営業トラックドライバーのほかに自家配送便のドライバーやギグワーカー²も含まれるが、これらを総動員しても、需要の拡大に供給が追いつけないことが危惧されている。ここでは、先行投資をして規模拡大によって回収するというプランニングが可能であり、その前提で、物流センターでも輸送においても、ロボティクスや先端技術を活用した自動化・無人化・最適化へのチャレンジが行われている。

一方で、企業物流は基本的には規模拡大が 見込まれず、それでもなお、今のままでは持 続できないことが危惧される分野である。企 業物流の持続可能性確保には、宅配のような 成長市場とは異なるアプローチが必要にな る。これまで当たり前とされてきたことを変 え、ムダを根源からなくしていく本質的な変 革、仕組みの再構築が求められる。

- 1 日本ロジスティクスシステム協会「ロジスティクス・コンセプト 2030」より
- 2 インターネットで単発の仕事を請け負う配達員

本稿では物流コンサルタントとして荷主と 関わることが多い筆者の立場で、企業物流の 持続可能性確保のために必要な「変革」につ いて、「運賃交渉」「輸送生産性」「業界の多 重下請構造」の3つの視点から考察していく。

2. 運賃引き上げのための交渉材料の変革

◆国の保護的施策だけでは運賃は上がらない

ドライバー不足対策にはドライバーの労働 環境の改善が必要である。長時間労働の是正 はむろん大前提となるが、それだけでは十分 ではない。ドライバー賃金を引き上げる必要 があり、その原資となる運賃の引き上げが必 領といえる。

行政はこの5年ほどの間、特に力を入れて 運賃引き上げを支援する施策を進めてきた。 令和2年に「標準的な運賃」が公示され、こ れに先立って、「運賃は運転の対価であり、 運転のほかに作業や待機が発生したら別料金 を収受する」旨を明記した標準運送約款改訂 が行われた。「価格交渉の手引き」や、荷主 の協力を得るためのガイドライン、事例集等 も各種作成されている。

民間企業で構成される業界の収入確保に、 国がここまで力を貸すのかとも感じるほどの 内容であるが、一連の施策の成果は、今のと ころ、まだ、はっきりと見えてこない。コロ ナ禍による企業物流の需要減が値上げの大き なブレーキになったことは間違いない。しか し、コロナの影響が落ち着けば運賃は上がり、 それによってドライバー賃金も上がるかとい うと、それも楽観しづらい状況にある。

◆「現在の運賃」にコストベースの根拠は存 在しない

運賃値上げを妨げる要因として、運送事業者が荷主に値上げを納得させることの難しさがある。値上げだからタフな交渉になるのは当然ではあるが、筆者が日頃感じているのは、荷主物流担当者は社内で値上げの根拠を説明しなければならないのに、運送事業者は、荷主が説明責任を果たすうえで十分な根拠を示せないという問題である。

運賃の多くは、距離と荷物の重量の関数である。車建て(貸切)運賃であればそのサイズの車両の一運行の原価が、個建てや重量建てならばさらにその一運行にどれだけの荷を積むかという想定が、運賃の根拠となる。ドライバー確保のために必要な値上げということであれば、運行原価と人件費の関係を明らかにできないと、値上げの根拠の説明はできない。

ただし、ここで留意すべきなのは、「今の 運賃から何%上げる、その根拠は?」という 発想で根拠を示すことができるのは、今の運 賃の根拠がコストベースで共有されている場 合に限られるということである。今の運賃は 長らくトラックが供給過多であった時代に、 市場価格として相場で決まってきたものの延 長上にある。相場で決まる運賃にコストの根 拠はないし、あっても後付けに過ぎない。荷 主も運送事業者も、現在の運賃をベースとし てコスト由来の根拠説明をしようとするのは 土台無理な話であり、その発想自体を捨てる べきである。

◆令和2年タリフをベースとして運賃交渉の材料を揃える

ここで役に立つと考えられるのが、「標準的な運賃(以下、令和2年タリフ)」とともに公示されたトラック標準原価の計算根拠である。令和2年タリフは、「適正なドライバー労働環境を確保できる運賃」として計算され、根拠を明示して公示されたものである。運送事業者からも「高すぎて使えない」などと言われているが、ここで使うべきなのは計算結果よりもむしろ、その計算根拠の部分である。

令和2年タリフで示されたのは、2トン、4トン、10トン貸切トラックの一運行あたりの距離程別運賃だが、これらは以下の原価情報をもとにして計算されている。

距離に応じた変動費(距離単価) = 1 km 当たり燃料費・修繕費・タイヤ費×距離 時間に応じた固定費(時間単価) = 1 時間 当たり人件費・車両費等×運行所要時間

令和2年タリフの1時間当たり固定費(時間単価)計算には、賃金構造基本統計調査における正社員の時給(2019年、全産業平均)が用いられた(表1)。関東は2,671円/h、中部で2,400円/hである。これに福利費を加えて1時間当たり人件費とし、さらに車両費や税金、保険料等を足しこみ、間接費分を増額したものが時間単価である。令和2年タリフでは福利費は「賃金の16.6%」3、車両費は「新車価格を5年で償却する想定」で計算され、間接費は「直接費の26.79%分」4の値が用いられた。全国・全トラックサイズ平均の時間単価は5,333円/h、中部エリア4トン車の計算例で4,594円/hである。(表2)

運送事業者の方々にはぜひ、令和2年タリ

表 1 令和 2 年 タリフの原価計算に用いられた人件費単価

地域ブロック	地域別全産業平均 時間当たり単価	地域ブロック	地域別全産業平均 時間当たり単価
北海道	1, 996	近畿	
東北 ※青森、岩手、宮城、	1, 903	※滋賀、京都、大阪、 兵庫、奈良、和歌山	2, 381
秋田、山形、福島		中国	
関東 ※茨城、栃木、群馬、	2, 671	※鳥取、島根、岡山、 広島、山口	2, 115
埼玉、千葉、東京、 神奈川、山梨		四国	1, 967
北陸信越	0.015	※徳島、香川、 愛媛、高知	1,007
※新潟、富山、 石川、長野	2, 015	九州	
中部 ※福井、岐阜、静岡、	2, 400	※福岡、佐賀、長崎、 熊本、大分、宮崎、 鹿児島	1, 990
愛知、三重		沖縄	1, 743

- 3 全日本トラック協会経営分析報告書(2019年)による
- 4 令和2年タリフ制定のために実施した109事業者の原価情報調査結果による

フでの時間単価計算方法にならって、自社の値(人件費単価、福利費、車両費、税金保険、間接費)で計算した時間単価をつかんでほしい。時間単価を設定すれば、車両サイズ別距離制の運賃も時間の関数として説明できる。

令和2年タリフで使われた標準値と自社の 実際の値の関係性を把握したうえで、見積も り用の値を設定する。人件費、間接費等を「こ れからはここまで上げないと、ドライバーを 確保できない」という値にさしかえる。これ を見積もり用時間単価とするのである。

◆見積原価情報の開示が運賃引き上げへの道 を開く

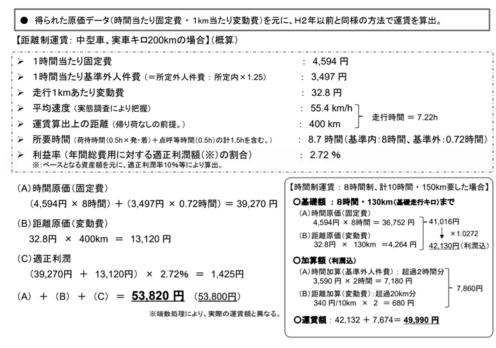
時間単価を設定すれば、運行原価のうちの固定費部分を、「時間単価×標準的な運行所

要時間」の式で計算できるようになる。そして、変動費部分を「距離単価(1km当たり燃料費・修繕費・タイヤ費)×走行距離」で計算する。固定費と変動費を足し合わせたものが、運賃の根拠となる運行原価である。

運行所要時間は令和2年タリフでは「運転時間(走行距離÷平均時速実績値⁵)+1.5時間」で計算されている。1.5時間は乗務前後の業務と、積み下ろしにかかる時間の基準値である。これはすなわち、1.5時間を超えた「運転外時間」が荷主起因で発生するならば、作業料や待機料を請求するべきだという基準でもある。

いうまでもないが運行所要時間の設定は運 行原価を大きく左右するもので、運送事業者 はその基準値の出し方を定めておくべきであ

表 2 令和 2 年タリフの運賃算出例(中部・中型車(4 トンクラス)の例)



※運輸審議会配付資料(令和2年3月3日)「一般貨物自動車運送事業に係る標準的な運賃の告示について」 より引用 https://www.mlit.go.jp/common/001

5 令和 2 年タリフで使われている平均時速は地域と車両サイズと距離によって異なるが、例えば中部 4 トン車、片道 200km では 55.4km/h の値が使われている

る。これは運賃の外出しで収受する料金を明確にするためにも、残業時間規制が厳しくなる 2024 年問題への対応という意味でも必要なことである。主要な運行については荷主とも共有しておいて、実際の運行時間を標準的な運行所要時間に近づけていく取り組みができれば、生産性向上に有効である。

ちなみに、運行原価の変動費部分を計算する「1km当たり燃料費」について、令和2年タリフでは燃料費を「100円/I」とし、これを平均燃費(km/I)で割って計算している。燃料サーチャージにおいては、100円/Iと実勢価格のギャップがチャージの根拠となるということである。

改めて、運送事業者が荷主に値上げを納得 させるための根拠を揃えるということについ て、要点をまとめておく。タリフにおける原 価計算方法に準拠して、自社の時間単価、距 離単価をつかみ、ここから運行原価を計算し て現行運賃との関係をつかんでおくことが、 基本材料となる。そのうえで、人件費等を「今 後のあるべき値」にし、燃料費も現行価格を 用いて、見積用の運行原価を計算する。見積 原価情報(バックデータとしての自社の実際 原価との関係がわかっているもの)を揃え、 これを荷主に開示していくことが、運賃引き 上げへの道を開くと考えられる。

3. 輸送生産性向上のための責任区分 の変革

◆トラックの生産性向上は「連携」では継続 しない さて、むろんのこと、根拠さえ示せば運賃 の値上げが簡単にできるわけではない。荷主 の説明責任という意味で、値上げの根拠と共 に必ず求められる情報は、「(値上げ後に) 自 分たちが何をすればコストを抑制できるか」 ということであろう。

コスト抑制という意味で、カギを握るのは トラックの生産性(積載率、実車率)である。 ここで筆者が重要だと思うのは、生産性の向 上に係る「荷主の努力による成果」と「運送 事業者の努力による成果」を切り分け、これ を運賃に反映させていくということである。

持続可能な物流を語る際に、よく「運送事業者だけの取り組みでは限界があり、運送業界と荷主の連携が必要」という言い方がされる。安全性の確保や身体負荷の大きい作業の軽減、コンプライアンスといったテーマではよいのだが、積載率や実車率のような運賃やコストに直結するテーマで「連携」という言葉が使われることには、筆者はかなりの違和感がある。基本的に荷主と運送事業者が利害相反の関係になる局面であるから、よりシビアに前提条件を定義し、成果配分をビジネスライクに明確にしていくべきだと思うのである。

◆効率化できる人が責任を負い、成果も得る ような役割分担を

例えば荷主が配車の制約となる時間指定を なくしたり、リードタイムを延ばしたりする ことで配車効率を上げ、積載率を高める取り 組みは、基本的に、「荷主による、荷主のた めの取り組み」である。 ここで「だれが配車を行うか」という問題があり、荷主自身は配車しない、できないとなれば、運送事業者は荷主と「連携して」トラック台数を減らすことになる。実際にそういう事例も紹介されているが、どこか、無理のある感じが否めない。日々取引条件を調整しながらトラック台数が最小になる配車を行うという取り組みは、やはり、荷主でなければできない部分があり、荷主が責任をもって継続し、効果を出し続けていくべきだと思うのである。「効率化できる人が効率化の責任を負い、成果も得る」という本来的に適正な役割分担を、荷主も運送事業者も目指すべきである。

一方で、運送事業者が他業者と積み合わせをしたり、往復輸送をしたりする取り組みは、いわば、「運送事業者による、運送事業者のための取り組み」であり、この成果は本来的に、荷主には関係のないものである。運送事業者も、この自分たちの努力を安易に値引きの根拠にしたりするべきではない。ただし、ここで荷主都合による時間の読めない待機があったり、荷物の量や内容がギリギリまでわからなかったりすると、これは阻害要因になる。「効率輸送を邪魔しない」という荷主の協力は重要である。こうした協力は、運送事業者が主導権をもって要件を定義し、前提条件として荷主に示し、守ってもらえるように管理していくべきものといえよう。

輸送生産性の向上は、連携というあいまい な言葉で語るのではなく、よりビジネスライ クに条件をつめていく必要がある。生産性向上の阻害要因を明確に定義したうえで、その要因をよりよく排除できる人が責任をもって排除に取り組むべく、荷主と運送事業者の間であるべき責任区分を明らかにすることが必要である。その成果も、取り組んだ人がその成果を得るという形で配分する。

責任区分の明確化は、「自分たちが何をすれ ばコストを抑制できるか」という荷主の問い に、物流事業者が的確な答えを返すうえでの 必要条件でもある。

4. ドライバー賃金を上げるための業 界多重下請構造の変革

◆多重下請構造にメスを入れないとドライ バー賃金は上がらない

トラック運送業界には、荷主が運賃を支払 う相手と実運送を担う運送事業者の間に複数 の仲介者が存在し、このために、運賃が上がっ てもドライバーの賃金はストレートには上が らないという問題がある。いわゆる、業界の 多重下請構造問題である。

多重下請構造には実態を示す統計資料がないが、「関東一関西の長距離輸送で荷主が払った運賃は13万円、3次下請けの実運送会社の収入は6万2000円」「ネット通販の配送で、通販事業者の支払いは一日4万円、実際に運ぶ個人事業者の収入は2万3000円」といった事例報道がある6。この問題に対しては、行政も有効な打ち手を持たない。

6 週刊刊東洋経済 2022 年 5 月 21 日号特集「崖っぷちの物流」より

運送業界が柔軟で多様な輸送力を供給する うえで、多重下請構造は合理的な一面も持つ とされる。しかし、ドライバー確保という意 味では、多重下請構造を乗り越えてドライ バー賃金本体が上がる必要があることは間違 いない。輸送需要全体は伸びないというとこ ろからしても、ムダなバッファは圧縮してい かなければならない。

◆マッチングサービスへの期待

近年、配送車両と荷主をマッチングするサービスが活性化している。いわゆる「求荷求車サービス」であるが、PickGo(法人名CBcloud)、ハコベルといったスタートアップ企業がかつてない優れた使い勝手のサービスを提供し、DoCoMAP(富士運輸、トラボックス、イーソーコ、NTTドコモ)などの老舗も新サービスを展開して、配送プラットフォームとしてのサービスを競っている。

スタートアップのマッチングサービスのサイトには、「実運送業者に直接依頼できるようになって、うち(荷主)はこれまでよりも安い運賃で運んでもらえて、(実運送業者には)運賃値上げが実現したそうです。」という内容の「お客様の声」が複数みられる。

マッチングサービスは当初は「宅配物流」 分野が主戦場だったが、最近では大型車を含む企業物流の世界もターゲットに入り、スポット輸送だけでなく定常的な輸送手配にも活用されるようになってきている。

◆事態を変えるのは運送事業者の意志

マッチングサービスが今後、多重下請構造

にメスを入れるまでの大きな存在となるかど うかは、まだわからない。ただ、ここでも、 カギを握るのは運送事業者自身である。マッ チングサービスを使うにせよ使わないにせ よ、荷主と直接契約していこうとする意志を 運送事業者が持たない限り、事態は変わらな い。

筆者の周りには、中小規模であっても「2 段階を超える仲介者がいる仕事は受けない」 とか、「荷主直接の仕事の比率を一定以下に は落とさない」といった方針を持つ運送事業 経営者が存在する。委託する立場でも、安全 と輸送品質の確保が主目的であるが、実運送 車両を登録して3次以降の下請実態の全数把 握に努めている事業者もある。状況を変える には、このような事業者の比率が高まってく れることを祈念するしかない。

5. おわりに

以上、「運賃引き上げ」「輸送生産性向上への責任区分」「業界の多重下請構造」の3つの視点から、持続可能な物流のために必要な変革について述べてきた。筆者の通常の仕事では「荷主の行動がカギを握る」という話をする機会が多いのだが、今回はあえて、運送事業者に期待したい内容という切り口での考察を試みた。運送業界へのエールの気持ちを込めた指摘であることを申し添えて、筆をおくこととしたい。